

第6章

基本目標3

支え合い共に生きるまちづくり

～独りぼっちをつくらない、顔の見える地域に～

取り組み課題

1. ボランティア活動・NPO活動への支援
2. 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実、強化
3. 地域での支え合い活動の推進【重点項目】
～孤立させない地域づくり～ 《声かけ・見守りの推進》
4. 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止
5. 地域での交流・ふれあいの場づくり【推進項目】
6. 子ども・子育て支援



【柳原水閘】

1904年に作られたレンガ造りの水門で、土木遺産に認定されています。

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

1. ボランティア活動・NPO活動への支援

現状と課題

- 地域では、社会福祉協議会や町会・自治会の活動に加え、多様な分野で社会貢献活動を行うボランティア^{*}や、目的に賛同する自発的なメンバーで構成されたNPO^{*}が、積極的に地域福祉活動を展開しています。その活動が、地域社会から広く認知・信頼され、様々な主体がお互いの強み、弱みを補完し合い、地域に理解され定着することが求められています。

- 本市には、ボランティア^{*}やNPO活動の拠点として、矢切の総合福祉会館内に「まつど市民活動サポートセンター」と市社協の「ボランティアセンター」があり、「まつど市民活動サポートセンター」が、地域課題の解決に取り組む



(市社会福祉協議会 ボランティアセンター)

- 市民活動を支援し、広く分野や領域を超えた参画と協働を推進し、「ボランティアセンター」は、ボランティアを希望する人を登録し、ボランティア保険の受付・登録、ボランティアに関する相談業務を行い、ボランティアを必要とする人とのコーディネートを行っています。
- 地区社協でも地域住民に参加を呼びかけ、地域ボランティアが地域に密着した様々な活動を行う支援を行っています。
- 市民活動は、「社会的な課題の解決に向けて、組織的・継続的に取り組む活動」である一方、ボランティア活動は、「個人が個人のために、また、単発的に行うことのある活動」までを含んでいるのが特徴です。市民活動は「社会的な役割」を意識した表現となっており、ボランティア活動は、市民活動の一部と考えることができます。
- 「ボランティア」という言葉は、「自分から進んで」あるいは「喜んで」何かを行うという語源をもっています。ボランティア活動は、自分自身が気になること、好きなこと、得意なこと、ほっておけないなどと感じることがスタートといえます。
- 「ボランティア」は、「善い行い」というとらえ方で、とかく福祉分野のみを対象にしがちですが、その活動は、まちづくりや環境、教育、医療、国際交流、スポーツや文化芸術など多種多様な分野で取り組まれているものです。

- 奉仕活動や福祉活動だけでなく、生涯学習や社会活動など市民が関わる全ての分野へ拡大させていくことが課題であり、仕事をリタイアした人が地域でボランティア活動やNPO活動などを行いやすくする必要があります。
- 平成25年4月に市社協の「ボランティアセンター」は、被災地の円滑なボランティア活動のコーディネートを行う「災害ボランティアセンター*」の機能を担う協定を市と結びました。多くの人々が日頃から助け合い活動に参加しやすい地域社会をつくり、いざという時に円滑な災害ボランティア活動に参加できるように「災害ボランティアリーダー」の育成をしたり、地区社協との協力体制の整備が課題となっています。

施策の方向性

災害ボランティアセンター：災害発生時に、被害者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行います。

○協働事業*や市民活動助成事業の推進

- 本市では平成19年、地域・市民・民間の自主的な活動を促進するとともに、地域・市民・住民と行政とが連携・協力していくため、「松戸市協働のまちづくり条例」を制定し、協働事業や市民活動助成事業に取り組んでいます。
- 市民、市民活動団体、事業者及び市が地域課題の解決に取り組む協働の推進をめざし、市民活動を活性化します。
- 平成29年11月1日より、市民活動団体が無報酬で公益性のある活動を行っている際に事故があった場合、補償金が給付される「松戸市市民活動総合補償制度」を導入しました。

○「まつど市民活動サポートセンター」と「ボランティアセンター」との連携

- 「まつど市民活動サポートセンター」では、市民活動に必要な活動の場や情報の提供、NPOのマネジメント力を向上させる各種講座や見本市の開催により、市民活動の支援、協働の推進に努めています。
- 「ボランティアセンター」では、ボランティアに関心のある市民とボランティアを必要としている人や福祉施設をつなげる支援を行っており、各種ボランティア講座の開催やボランティア活動者に対する様々な相談窓口にもなっています。
- それぞれの特徴をいかし、連携を図りながら、さまざまなボランティア活動や市民活動が進められるようにします。

それぞれの役割

協働事業：市民活動団体又は事業者が市と相互に社会資源を分担し、協力して行う事業です。


個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○活動に参加する ○日常生活の中で地域活動やボランティアに関心を持つ ○地域の一員として地域福祉活動の担い手になる 	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協はボランティアセンターを充実させる ○地区社協は、地域住民にボランティアの参加を呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> ○まつど市民活動サポートセンターの充実 ○意識啓発・情報の提供 ○老人クラブ等の活動を支援する ○「松戸市協働推進計画」の推進

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

2. 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実、強化

現状と課題

- 社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条で定められた社会福祉法人^{*}であり、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられ、これまで地域福祉の推進役として重要な役割を担ってきました。
- 
- 近年、少子高齢化、核家族化、生活困窮者や一人世帯の増加など、地域住民の構成が大きく変容する中で、これまでの社会福祉制度では、救うことが難しい課題が地域社会に表出し、市内全域をカバーし、高齢者や障害者、低所得者など全世代対象に助け合いで支援を行う社会福祉協議会の活動の充実・強化が求められています。
 - 松戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という）は、地域住民、ボランティア、社会福祉施設などの関係者と協力し合って、行政機関と連携しながら、福祉のまちづくりを進めます。また、福祉のまちづくりを目指すため、地区社会福祉協議会や行政、ボランティア、社会福祉法人など協働するつなぎ役となり、地域住民が市民活動へ参加するよう働きかけます。
 - 通常の主な事業としては、地域住民による交流事業、高齢者・児童・障害のある人への支援事業、ボランティアの育成及び活動推進事業、日常生活自立支援事業、各種相談事業、その他、多彩な福祉活動です。また、非常時の役割として、大規模災害発生時に、災害ボランティアセンター^{*}や復興支援センターを立ち上げ、全国から駆けつけてくる多くのボランティアを受け入れ、被災者のさまざまなニーズにこたえることが求められ、市社協職員の人材育成や体制強化が必要です。
 - これまで、市社協は、地区社協の取り組みを支援し、広報紙「まつど社協だより」を配布するなど、広報活動に取り組み、地域住民への認知度は向上しつつありますが、さらに、地域住民から信頼される団体となるため、事業や活動内容の周知に努め、十分な活動のできる財源の確保に取り組む必要があります。

- 一方、市内を15地区に分け、地域に密着した福祉活動を幅広く展開する地区社協を支えるボランティア活動は、その裾野をさらに広げていく必要があります。市社協は、地区社協の活動内容の充実のためにも、今後も地域福祉推進センターを中心にボランティアセンターの機能の充実を図りながら「住みよい福祉のまちづくり」を積極的に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

<p>○市社協の組織力を活かし、行政側と市民側が共に協力した「福祉のまちづくり」の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当事者や、これまで福祉の担い手として活躍した人達のみならず、地域社会を構成する、様々な分野の人達にも参加してもらい、地域福祉について共に語り合い、共に考え、そこから得た課題を共通のものとして捉え、共に継続的に取り組みます。
<p>○松戸市地域福祉計画と松戸市地域福祉活動計画の整合性の取れた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第5次松戸市地域福祉活動計画の策定にあたっては、日頃、市社協の活動を支えているボランティア、福祉関係者をはじめ、各分野の人々の意見の反映を図るとともに、この「松戸市地域福祉計画」と整合性を図ります。
<p>○市社協による災害ボランティアセンターの基盤強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 松戸市地域防災計画との連携を図り、災害時におけるボランティア受け入れ体制を構築し、関係機関と連携した災害対策の充実を図ります。 ➢ 市民を対象とした災害ボランティアセンター立ち上げ・運営の訓練や災害ボランティアリーダーの養成を行い、市民の災害支援意識の醸成を図ります。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○市社協の事業内容を知る ○地区社協の活動を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協活動の充実を図る ○今まで交流のなかった組織、団体も地域福祉活動に参加する ○市社協、地区社協の活動を理解する ○地区社協や地域福祉に関する組織・団体との連携を強化する ○地域福祉計画との整合性を図る ○市社協は、災害時のボランティア支援体制を構築・強化する 	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協、地区社協の活動を支援する ○地域福祉活動計画との整合性を図る

○市社協と地区社協

	市社協	地区社協
性格	社会福祉法に位置づけられた民間団体。全国ネットワークにより、活動を進めている。外郭団体として、継続的に、人的又は財政的に支援を行う市と密接な関係にある団体。	地域福祉を推進する自立性を有する市社協の内部組織。(任意団体) 問題の解決に向けて自発的に活動する。地域において、福祉のまちづくりを担う。
対象地域	市域全体	市内15地区
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 地域に密着したきめ細やかな福祉 ボランティア活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 住民互助活動の取り組み 地域で福祉のまちづくりを実践
組織構成	市内全域の住民組織、公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関連分野の関係者、地域社会を形成する幅の広い様々な専門家、団体、機関	地域に密着した団体・個人(評議員構成：町会・自治会、民生員児童委員、福祉ボランティア、はつらつクラブ、子ども会育成会、スポーツ推進員、小中学校等、青少年相談員など)

地域福祉計画推進地区（地区社協の区分）



◆地区社協の設置状況

(平成29年3月31日現在)

地区名	発足年月日	事務所	地区名	発足年月日	事務所
常盤平団地	平成8年12月8日	常盤平市民センター	明第1	平成10年12月19日	明市民センター
馬橋	平成9年4月29日	馬橋東市民センター	本庁	平成11年2月6日	松戸市文化ホール
小金原	平成9年6月29日	小金原市民センター	馬橋西	平成16年5月16日	馬橋市民センター
常盤平	平成9年7月19日	常盤平市民センター	明第2東	平成17年5月22日	松戸市南花島 4-63-5
東部	平成9年9月28日	東部市民センター	明第2西	平成17年5月22日	古ヶ崎市民センター
小金	平成9年12月14日	小金市民センター	五香松飛台	平成19年5月26日	五香市民センター
新松戸	平成9年12月23日	新松戸市民センター	六実六高台	平成19年5月26日	六実市民センター別館
矢切	平成10年12月12日	総合福祉会館			

◆年度別ふれあい会食会実施状況

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
年間開催回数(回)	173	158	169	178	187
年間利用延人数(人)	7,460	6,995	7,485	7,800	8,030
ボランティア参加延人数(人)	4,180	3,487	3,743	3,638	3,689

◆ふれあい・いきいきサロン開催地区及び会場の年度別推移

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
開催地区社協数(会場数)	13(38)	13(39)	13(39)	14(41)	14(41)

28年度延べ開催回数 820回 延参加人数 19,467人

◆子育てサロンの開催

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
開催地区社協数(会場数)	13(21)	13(20)	13(23)	13(23)	13(24)

28年度延開催回数 403回 延参加人数 8,829人(子ども 4,576人)

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題【重点項目】

3. 地域での支え合い活動の推進

～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》

現状と課題

- 地域の中には、子どもから高齢者まで様々な人が暮らしていますが、生活習慣や価値観の多様化、核家族化によりかつてのような地域住民相互の社会的なつながりは希薄になり、一方、虐待や「孤独死^{*}」という痛ましい事例も社会問題化しており、地域の見守りに期待が高くなっています。
- こうした社会問題を発見し、解決するためには、市民自らが地域に関心を持ち、人と人とのつながりを作っていくこと、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、子育て中の家庭などの、支援を必要とする人々を地域で見守るなど、日常的な支え合いが必要になっています。
- 地域福祉の考え方は、「全ての市民が福祉の受け手であり同時に担い手でもある」という認識の上に成り立つものです。福祉は、「サービスを受けるだけの福祉」から「自ら携わる福祉」へ意識を変えていくことが必要です。
- 本市では、平成23年度に国の「地域支え合い体制づくり事業」を活用し、社会福祉協議会や町会・自治会、NPO法人など21団体が地域での日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに取り組みました。このような事業をきっかけとして、今後も継続した取り組みが期待されます。
- 「ひとり暮らしで、誰にも看取られることなく、亡くなる」という孤独死は、平成28年一年間で、191人（50代以上）となり、調査を始めた平成15年の90人と比べ、倍増しており、深刻な状況に至っています。
- 長期間にわたり発見が遅れると孤独死の現場はどのような状況になるのかというと、①遺体から発生する異常な臭いはとれない②住まいという機能を失いかねない③時には火災のおそれもある、とされています。つまり長期間、発見がおくれてしまう孤独死は、命も財産も失ってしまうことになりかねません。
- このような孤独死の発生は本市や、大都会に限らず、全国的に頻発している現象といえるでしょう。その発生要因は「家族の在り方」が変わり、「地

域社会の緊密性」がなくなっているなどです。つまり、①単身世帯で孤立した生活②近隣関係が希薄③地域コミュニティと関わりがない、というのがその要因とされています。

- 福祉はもとより、防災の観点からも「向こう三軒両隣」の重要性がいられています。助け合い、支え合いながら、同時に過度に干渉せず、個人を尊重した「『新しい』向こう三軒両隣」という関係、助けてほしい時に「力を貸して」と言える関係づくりが大切です。
- 支え合いは、助ける人も「助けられる」経験を積み、誰もが「困ったときはお互いさま」と思える地域社会から生まれます。

「常盤平団地の取り組み」について

孤独死された人には、共通する生活パターンがあるとのこと。つまり①あいさつしない②身寄りに連絡しない③近隣と関わりをもたない④地区の自治会に入らない⑤特に男性の場合、料理ができない⑥ゴミ出しルールを守らない⑦部屋の整理ができない⑧アルコールをやめない、など、共通の生活パターンがあるとみられます。そして「孤独死7つの特徴」を次のように指摘しています。

- ①孤独死は一人暮らしが前提（二人暮らしは孤立死）
- ②男性の部屋はゴミの山
- ③男性が多く、女性は少ない
- ④発見が遅れるとムシのイサ
- ⑤高齢者に限らないで中年も、若者も
- ⑥生活習慣が“ないないづくし”
- ⑦孤独死予備軍は相当の数に

このような「現場の状況」を踏まえ、常盤平団地では、地域ぐるみで展開しています。

その一環として、年間360日営む「いきいきサロン」を運営。10年間の利用者は、10万人を超え、サロン視察・見学は、315団体、個人216人(平成27年7月31日現在)に及んでいます。

このほか「『孤独死ゼロ作戦』から学ぶ地域福祉の在り方」等をテーマにした講演は、233回(平成27年5月20日現在)に及ぶなど同団地における孤独死の取り組みが全国的に注目されています。

国もこの課題を着目して、これまでに①「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」（「孤独死」ゼロを目指して）というテーマで報告書を公表する一方で各地にモデル事業を実施。「安心生活基盤構築事業」（安全生活創造事業）を全国的に展開するに至りました。

また、総務省は、常盤平団地自治会に対して「地域づくり」に極めて優れた成果をあげられたとして平成21年度総務大臣表彰を授与しました。



このような、評価も高く、効果を上げている地域での実践を参考にしながら、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが孤立せず、その人らしい生活が送れるような地域づくりが必要です。

地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくりとともに地域支え合い体制の充実強化に努めます。

施策の方向性

○あいさつの普及

- 「あいさつ」や「声かけ」というのはいわば思いやりであり、人間関係をよくする第一歩に通じます。
それだけではなく、「あいさつ」は地域福祉推進の第一歩になります。

○町会・自治会、NPO法人等による声かけ・見守り等の体制づくりの推進

- 町会・自治会は、地域コミュニティ活動の最も重要な主体です。地域の実情に応じた声かけや見守り体制を構築していくことが望まれます。
- 医療機関等と地域住民の連携による見守り活動の「あんしん電話」を支援します。

○民生委員・児童委員による見守り

- 民生委員・児童委員は、援助や見守りが必要な人が地域の中で安心して生活していけるよう、身近なところでサポートする地域福祉の推進には欠かせない存在です。民生委員・児童委員による見守りを支援します。

○事業者への声かけ・見守りの協力

- 公共事業者等により実施されている配達や検針時の見守りについて協力事業者の拡大が望まれます。
- 平成24年度には、市と公共事業者が生活困窮者への支援で連携する覚書を取り交わしました。今後、他の事業者の協力を得ながら、地域ぐるみで見守りを行っていくことが望まれます。

○「まつど孤独死予防センター」の普及・啓発

- 孤独死の実態調査の活用、居場所「いきいきサロン」づくり、見守り安否確認の支援、あいさつ運動の支援等について協働しながら支援策を講じます。合わせて孤独死予備軍について検討します。

○「孤独死ゼロ作戦」の取り組み支援

- 孤独死の実態把握について引き続きそのデータの作成に努め、全市的に「孤独死ゼロ作戦」の取り組みを支援します。

<p>○認知症高齢者等の見守り活動「松戸市あんしん一声運動」</p> <p>➤ 高齢者を地域全体で温かく見守っていくために認知症サポーター養成講座の受講者に対し「オレンジ声かけ隊」への登録を推進します。「松戸市あんしん一声運動」を推進します。</p>
<p>○「高齢者支援連絡会」の見守り活動</p> <p>➤ 平成 23 年度に 9 地区で高齢者支援連絡会が設置され、ボランティアによる見守り・声かけ等の活動が行われています。残る地区への働きかけを行うつつ高齢者支援連絡会の必要性について検討していきます。</p>
<p>○地域の情報共有の促進</p> <p>➤ 地域ぐるみで福祉活動を展開するには、広報宣伝の役割が欠かせません。このような視点を重視して、ネットワーク紙の発行などにより地域の情報共有の促進に努めることが望まれます。</p>

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつする ○隣近所に住む人を知り、声かけを心がける ○近隣の見守りを必要としている人を見守る ○プライバシーの尊重、過干渉しない ○異文化について理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞配達店、郵便局、電気、ガス、水道事業者と連携する ○声かけ、見守り活動を、地域での運動に広げていく ○必要時連絡する相談窓口を把握しておく 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者支援連絡会の設置を地域の方々と協議する ○生活困窮者などに対する事業所との連携 ○認知症サポーターを養成する ○「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業などの活用も検討し、孤立しない地域づくりを推進する



(松戸市高齢者安心カード (表))

フリガナ 氏名	男・女
生年月日(明・大・昭)	年 月 日 血液型 型 ±
住所 (松戸市)	
緊急連絡先 (※親族) 氏名	☎
かかりつけ医	☎
高齢者いきいき安心センター ☎047-	

(松戸市高齢者安心カード (裏))

「松戸市あんしん一声運動」について

松戸市あんしん一声運動は、普段の生活の中で手助けが必要な高齢者を見かけた時「何かお困りですか?」「お手伝いしましょうか?」と声をかけ、高齢者を地域全体で暖かく見守っていくことを目指した運動です。この運動は「オレンジ声かけ隊」が行います。また、あんしん一声運動を専門職と一緒に実践活動するのは「オレンジ協力員」です。



個人登録証



団体ステッカー

「オレンジ声かけ隊」について

「オレンジ声かけ隊」は、市に登録して、松戸市あんしん一声運動に参加する認知症サポーターです。普段の生活の中で手助けが必要な高齢者を見かけたときに、「何かお困りですが?」「お手伝いしましょうか?」と積極的に声をかけることが役割です。平成29年3月末日現在、個人登録者は、3,441名、また、252組の団体が登録しています。

「オレンジ協力員」は認知症サポーターで、認知症に関する専門職と一緒に活動しています。平成29年3月末日現在、433名が登録しています。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について

■民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について■



民生委員・児童委員は社会福祉協議会など関係機関と連携・協力しています。

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

4. 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止

現状と課題

- すべての市民が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や、年齢、性別にかかわらず、その人らしく安心して生活が送れることが、求められています。
- 虐待の早期発見には、虐待を受けていると思われる人がいる、虐待を直接見た場合などに、「虐待でなかったらどうしよう」と躊躇することなく、通告することが重要です。
- 子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待、配偶者や恋人からの心身への暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）^{*}」は増加傾向にあります。虐待、DVの防止には、地域や行政の早期発見・早期対応、切れ目のない支援体制を充実していくことが必要です。
- 児童虐待の相談件数については増加傾向にあり、地域の様々な協力を得て、連携を強め、地域全体で子育てに関わる意識・取り組みを広めることが必要です。
- DVの予防についても「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が平成14年4月に完全施行されてから10年以上経過しました。しかし、DV相談件数は、全体的に増加傾向にあり、支援の強化が必要です。
- 高齢者への虐待の予防については、平成18年4月1日「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されるのに先立って、本市においては平成16年度に「高齢者虐待防止ネットワーク」を設置し、地域包括支援センター^{*}をはじめとする多くの関係機関と連携しながら対応しています。
- 障害のある人に対する虐待の予防は、平成24年10月1日「障害者虐待防止法」が施行され、本市においても「障害者虐待防止センター^{*}」を設置し、虐待に関する通報や届出、支援などの相談の対応を行っています。

ドメスティック・バイオレンス(DV)：夫から妻、妻から夫、親から子、子から親、兄弟間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えることができ、最近では「配偶者やパートナーからの暴力」という捉え方が一般的になっています。

- 今後、発生の予防から虐待を受けた方の自立にいたるまで、総合的な支援と横断的に対応できる体制が望まれています。

施策の方向性

○関係機関の連携・協力体制の推進

- 児童虐待対応では、「松戸市児童虐待防止ネットワーク」を構成する関係機関の連携と協働体制を強化します。
- 高齢者の虐待では、「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」を活用するとともに、虐待事例介入方法や支援・対応方法等については、高齢者虐待の相談・支援の中心を担う地域包括支援センターが、関係機関と連携し対応が円滑に行えるよう支援します。
- 障害のある人への虐待では、障害者の権利擁護に関するネットワークを充実させます。

○相談体制の充実

- 児童家庭相談援助体制の充実を図るとともに、乳児家庭全戸訪問、育児支援等家庭訪問サービスにより、育児や子育てに不安を感じている保護者が社会から孤立することを防ぎ、虐待の予防を図ります。
- 地域包括支援センターが中心となり関係機関や地域の方々と連携を図り、高齢者虐待へ対応します。
- 「障害者虐待防止センター・障害者差別相談センター」で、障害者虐待への通報や相談を受け付けます。また、障害者虐待への対応技術を高めます。

○虐待防止に向けた活動、早期発見・対応体制の整備

- 「松戸市児童虐待防止ネットワーク」の啓発事業拡充により、虐待防止の意識高揚を図ります。
- DV防止に関する啓発活動を推進するとともに、婦人相談業務やDV対応体制を充実します。
- 高齢者虐待防止に向け、高齢者虐待に関するリーフレット・ポスターの配布や、広報まつど・ホームページを活用し情報提供を行います。高齢者虐待防止ネットワークとの連携を軸に、予防から再発防止までを視野に入れた普及啓発に努めます。
- 一般の方向けの講演会や、障害者施設職員に対する研修会など、障害者虐待の防止に関する普及啓発に努めます。

それぞれの役割

個人（自助）・地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○虐待予防について知識を深める ○見守り、通報、早期発見に努める ○相談窓口（通報先）を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制を整備する ○相談窓口を周知する ○障害者虐待の実態把握、調査等を行う ○虐待防止・早期発見の意識啓発をする

「松戸市児童虐待防止ネットワーク」について



本市では、児童福祉法が定める「要保護児童対策地域協議会」として、「松戸市児童虐待防止ネットワーク（平成28年10月改正）」を設置し、児童相談所をはじめとする関係機関や民間団体と密接な連携を図り、要保護児童・家庭への迅速で丁寧な対応に取り組んでいます。

「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」について

本市では、平成16年7月20日に、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応、再発防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保することを目的に「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」を設立しました。本ネットワークは、各関係機関の役割を明確にして連携を強化して行くと同時に、高齢者虐待防止の支援方法の構築に取り組んでいます。

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題【推進項目】

5. 地域での交流・ふれあいの場づくり

現状と課題

- 顔の見える関係を築くためには、誰もが気軽に参加できる、身近な地域での交流、ふれあいの場や機会があることが求められます。しかしながら、都市化の進展等に伴い、地域のつながりや助け合いの気持ちが希薄になることが懸念されています。
- 地域での日常的な交流の中では、町会・自治会単位での集まりや、同世代の子どもを持つ親同士、またサークルや同好会など同じ趣味を持つグループ、高齢者の会食会など多種多様です。日頃の交流が必ずしも活発でない組織や団体もお互いに交流するきっかけとしても、また昔からそこに住んでいる市民と、転入してきた市民との交流の場としても、地域での行事やイベントはまたとない機会です。
- 市内の地区社協では、地域の誰もが楽しく気軽に集まり、仲間づくりができるように「ふれあい・いきいきサロン」や地域住民が子どもから大人まで世代を超えて、年齢や障害の有無に関わらず楽しみながら交流を深め合う場「ふれあい広場」も開催され、近隣の小中学校などによる演奏や地域で活動される団体による手作り品の販売などの模擬店、健康相談コーナーなど様々な催しが行われ、来場者数は年々増加しています。
- 外国人市民との国際交流で大切なことは、多様な文化や歴史などの違いを尊重しあうことです。

(姉妹都市提携 45 周年記念
松戸市民訪問団ホワイトホース市
タウンホール前にて)



- また、地域社会の人たちとの交流を通して障害に対する理解を深めてもらう努力も必要です。障害のある人に対する差別・偏見がなくなり、障害のある人もない人もともに参加できる地域での交流・ふれあいの場や機会が増えることが望まれます。互いに相手の気持ちを理解しあう社会をつくること、心のバリアフリー*のため、地域での交流、ふれあいの場づくりが重要です。

- 地域の中で多様性を尊重する社会をつくるために、子どもだけでなく成人や高齢者まで、すべての世代が福祉の心を育むためには、ボランティア活動や地域での住民参加をより促進させる福祉教育が重要です。市社協は、福祉教育の実践にあたって、市内の小・中・高校等、学校と連携を行っています。

施策の方向性

<p>○地域でのイベントなどの住民の参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日常の地域交流とは別に、地域ではお祭りや盆踊り、運動会、地区社協のふれあい広場など、様々な行事・イベントがあります。 ➢ 誰もが参加でき、参加したくなるような魅力的な行事、イベントを積極的に行い、すべての市民に地域社会への参加を促すような取り組みを行います。
<p>○地域交流の拠点として町会・自治会の集会所等の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成28年4月現在、町会・自治会の集会所等の活動拠点が市内には118か所あり、このほかに平成28年8月オープンの松戸市市民交流会館をはじめ市民センターなど公共の施設があります。 ➢ 小・中学校の空き教室等を地域に開放するためには、教育活動に支障が生じないように配慮していく必要があります。 ➢ 地域での交流を活発にするために、地域資源の有効活用ができるような取り組みを行います。
<p>○松戸市国際交流協会を通じて、外国人市民との交流イベントを開催し、国際交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 交流活動の情報を積極的に提供し、幅広い市民参加を促進していきます。
<p>○地区社協・NPO 団体・民間事業者などによる、ふれあい・いきいきサロン等の地域での交流・ふれあいの場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域内の誰もが気軽に参加できる交流の場としての機能が高く、今後はさらに充実が求められます。
<p>○障害のある人との交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害のある人と実際にふれあう中で、市民が障害のある人に対する理解を深められるよう、障害者週間*などの機会を通じてイベントを開催します。 ➢ 市社協等で実施している地域でのふれあい事業の充実を促進し、こうした機会を積極的にPRしていきます。

障害者週間：平成16年の障害者基本法の改正により、国民に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わり設定されました。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）・行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○行事、イベントへ参加する ○世代を越えて市民同士の交流を促進する ○外国人市民と交流を持ち、お互いに理解する ○障害のある人との交流を持ち、お互いに理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが参加しやすい行事、イベントを開催する ○福祉施設と地域の交流を進める ○地域福祉活動における自治会館等の利用を活発にする ○サロンの充実 ○松戸市国際交流協会を通じて、外国人市民も参加しやすい行事、イベントの企画・開催 ○障害のある人との交流を進める ○福祉教育を推進する

「ふれあい・いきいきサロン」について

地区社協のふれあい・いきいきサロンは、憩いの場です。平成 28 年度で、14 地区 41 会場で開催し、年間開催回数 820 回、年間来場者は 19,467 人に上ります。

笑顔あふれるサロンにぜひご参加ください。



ハートフル運動会について

ハートフル運動会は、スポーツを通して、障害のある方と地域で活躍しているボランティアがふれあいと交流を深めることを目的に開催しています。

当日は福祉作業所、矢切特別支援学校の児童生徒やご家族、地区社会福祉協議会、松戸市ボランティア連絡協議会、松戸市スポーツ推進委員連絡協議会よりご参加・ご協力をいただきました。



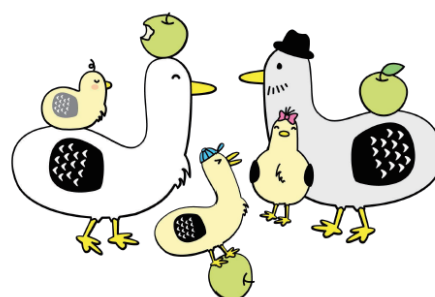
第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

6. 子ども・子育て支援

現状と課題

- 地域では、子どもから高齢者まで様々な世代が助け合いながらいきいきと暮らしていることが重要です。しかしながら、急速な少子化の進展や核家族化、地域のつながりの希薄化により、子どもや家族を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しています。子育ての孤立感や負担感を感じている人がいる中で、子どもの健やかな育ちと子育てを地域全体で支援していく必要があります。
- 乳幼児の親子が自由に遊べる広場として、おやこ DE 広場・子育て支援センターを市内 23か所に設置し、常勤している子育てコーディネーターが子育ての情報提供や相談支援を実施しています。また地区社協では、13地区 24会場で「子育てサロン」を開設し、子育て中の保護者が交流し、地域のボランティアが子育て中の保護者の相談相手となり、子育てを支援しています。
- 女性の社会進出に伴い、共働き家庭が増加しており、保護者が子育てと仕事を両立できる環境整備が求められています。保育所や小規模保育施設の大幅増設、全小学校での放課後児童クラブ^{*}の設置、放課後 KIDS ルーム^{*}の充実などに取り組んでおりますが、地域全体で継続して支援していく必要があります。
- 小・中・高校生がそれぞれの成長段階で、いきいきと過ごすことができるよう、地域全体で子どもたちの健全育成に取り組むことが重要です。特に子どもの自主的な活動や子ども同士の交流が図られるように、地域において児童館などの居場所を整備する必要があります。



松戸市子育て応援マスコット

「まつドリ」

放課後児童クラブ：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

放課後 KIDS ルーム：学校施設を活用して、小学生が放課後などに安全に安心して活動できる空間。実施小学校の図書室等を開放し、自由に学習や読書等ができる場所を提供しています。教職員免許などを持つ支援スタッフが常時配置され、読書支援や学習支援等を行います。※放課後児童クラブとは異なり、監護を必要とする児童の指導にあたる専門の職員はいません。

- 地域には、学校以外にも子ども会やスポーツ、文化活動、地域の見守りなどさまざまな団体や活動があり、多くの人々が子どもの健全育成に関わっています。今後も地域全体で子どもの支援に取り組めるよう子どもたちを暖かく見守る地域づくりを継続していくことが必要です。子どもの意見を聴く「子どもフォーラム^{*}」の実施など、子どもが社会へ参画する機会を確保するとともに、全ての子どもが自分らしい夢をもち成長できることを応援する「子どもの夢支援事業」や「ゲットユアドリーム^{*}」の実施を通じて、子ども一人ひとりの個性が認められると感じられ自己肯定感をもって成長していくことができるよう支援していく必要があります。



ゲットユアドリームでの様子

- 少子化、核家族化が進む中、中高生など思春期の子どもにとって、今後の妊娠出産や育児について考えることは、将来の子育て力（親力）を育み、虐待防止にもつながる重要な経験です。「中高生と乳幼児のふれあい体験」は、中高生が子育て中の親子とふれあうことにより家族や家庭の大切さや子育ての素晴らしさを感じられる貴重な体験の機会であり、継続して実施していく必要があります。

施策の方向性

○地域において親子が集える場所の充実

- 乳幼児と保護者が気軽に集えるおやこ DE 広場、子育て支援センターの整備を進めます。
- 地区社協では、13 地区 24 会場で「子育てサロン」を開設し、子育て中の保護者が交流できる場を提供します。

○地域において子どもが健やかに成長できる環境の整備

- 保育所や小規模保育施設、放課後児童クラブや放課後 KIDS ルームを整備し、保護者が子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めます。
- 地域における小中高生の居場所づくりを進めます。
- 子どもが積極的に参画、活動できる機会を確保します。

○出産・子育てを想像できる機会の確保

- 中高生が命の大切さや愛おしさ、育児の素晴らしさを体験する「中高生と乳幼児のふれあい体験」を実施します。

子どもフォーラム：「子どもモニター」等の小中学生が松戸市について話し合い市の施策に意見を発表するワークショップを開催し、子どもの社会参加・参画を進めています。

ゲットユアドリーム：中高生が地域のさまざまな大人たちと触れ合うことにより、生き方や働き方の多様性に気づき、自らの可能性を信じ成長することを支援します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）・行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○声かけを行う ○子どもや子育ての現状を理解する ○行政や地域で行われている子育て支援事業を知り、利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域において親子が集える場所を充実させる ○地域において子どもが健やかに成長できる環境を整備する ○出産や子育てを想像できる機会を確保する

「おやこ DE 広場」・「子育て支援センター」について

乳幼児や保護者同士の交流や悩みを相談できる場である、「おやこ DE 広場」・「子育て支援センター」が、市内全域の様々な施設内に 23 か所設置されています。

地域の自治会、高齢者や小中高校との連携など、地域で子育て中の保護者を支えつなげる仕組みができ、子育て支援のネットワークが広がりを見せています。



地区社協の「子育てサロン」について

市内の地区社会協議会では、地域の子育て中の保護者とその子どもたちを対象にした「子育てサロン」を開催しています。



「共働き子育てしやすい街ランキング 2017」で松戸市が全国編 1 位を受賞！

日本経済新聞社と日経 DUAL（デュアル）が調査した「共働き子育てしやすい街ランキング 2017」において、松戸市が全国編 1 位を受賞しました。

市民・事業者・行政が一体となり、地域全体で子育て支援を続けた結果がこの受賞につながりました。

今後も子どもや子育て世代に優しい街づくりを進め、多くの人に「住みたい」と思われる街を目指していきます。



「中高生と乳幼児のふれあい体験事業」について

平成23年度より、親になる一歩手前の中高生が育児の予備体験を積めるよう、中高生と乳幼児のふれあい体験事業を実施しています。中高生が命の尊さを知ること、自分自身を大切に作る心や自己肯定感を高め、将来的な虐待予防や子育て力（親力）の向上につなげることを目的としています。



生徒が普段見せないような笑顔で赤ちゃんやんと接し、参加した親からは「生徒さんが自分の子育ての話真剣に聞いてくれて嬉しかった」など好評です。事業の周知やサポートスタッフ派遣などでは、おやこDE広場や子育て支援センターとも連携し実施しています。今後も開催に協力いただく中学・高校を拡大していく予定です。

「松戸子育てフェスティバル」について

毎年開催する「松戸子育てフェスティバル」では、保育園、幼稚園、市社協、NPOや市内の子育て関係団体が一堂に集い、市内の子育て支援情報の提供、イベントを実施するとともに、子育てに関する専門職による総合相談をしています。

松戸子育てフェスティバル実行委員会

